

益田市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 市民学習センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席15名)(欠席1名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(欠)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席22名)(欠席1名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(欠)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(出)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(出)	11番 ー	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(出)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第62号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第63号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第64号	農地でないことの確認について
議第65号	農用地利用集積計画の決定について
報第46号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第47号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第48号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第49号	農地の埋立届出について
報第50号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
報第17号	利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今から第 13 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、3 番の須藤寿人委員、4 番の吉村太委員よりお願い致します。また、本日の欠席委員は、14 番の豊田志摩委員、推進委員につきましては 3 番の澁谷記幸委員です。 それでは、議事に入ります。はじめに「議第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 三宅町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、三宅町の田 1 筆 121 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接宅地と併せて申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	現地確認は 6 月 13 日に又賀委員と行いました。申請地は三宅町で〇〇の近くです。申請は県外に在住の為、隣接地を所有する弟へ譲り渡すためです。適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番 飯田町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 1,192 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢で管理が困難なため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	現地確認は 6 月 21 日澁谷推進委員と行いました。場所は飯田町の〇〇のすぐそばです。〇〇さんは施設に入っておられます。息子さんもおられるんですが〇〇に居住しておられまして、こちらにおられませんので、〇〇さんの息子の〇〇さんが農業をやっていますので、それを借りて作っておったんですが、息子さんがもらってくれんかと言われたそうです。隣接で作っているのでそれなら耕作しようかということです。これまでも耕作しておられますので、別に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
西川友史会長	本日の 3 条申請は 2 件です。只今の事務局からの説明又担当地区委員さん

	からの報告がございましたが、何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はいの声) では「議第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番、2 番 乙吉町 整理番号 1 番 2 番は関連がありますので、一括で説明させてください。本件は、賃貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、乙吉町の田 5 筆 1,034 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、整理番号 1 は駐車場及び倉庫で、整理番号 2 は事務所です。転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、既存の水路に流します。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
事務局	
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	現地確認は 6 月 13 日に大畑委員と行いました。現地は〇〇のところから入った所になります。この土地は昭和 61 年ごろから〇〇さんという測量会社の方が親の代に借りて駐車場や事務所のように使われていた。これを相続された息子さんが農地法の処理をきちんとしていなかったということで、このたび申請したということでございます。特に問題はないと思います。
西川友史会長	3 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 1 筆 254 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	現地確認は 6 月 13 日に又賀委員と行いました。現地は〇〇から高津川の方に入った所です。個人住宅を建築するため、上下水道が完備されているところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	4 番 中須町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中須町の畑 1 筆 517 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、運動場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致

西川友史会長	します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
又賀保委員	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。 さきほど整理番号 2 番の説明をとばしておりましたので、ちょっとよろしいでしょうか。これは貸付人の〇〇さんという方とそこご主人の〇〇さん、この二人は夫婦で奥さんが持っていた土地にご主人が会社の事務所を建てて今日まで転用申請せずにいて始末書が出ています。説明を飛ばしました。すみません。 それでは、今の 4 番について報告します。これは譲受人の〇〇さんが自宅のすぐ裏側の農地をこのたび県外におられる〇〇さんという方から譲り受けるという事案です。この土地は大きい道路がない土地で、譲り渡し人の方が誰か買ってもらえないだろうかということから〇〇さんの方へ話がたって、〇〇さんが自分もサッカーをするんだけど、子供にもサッカーをさせようと、この大きさがサッカーの練習場にちょうどいいということで、お互いの希望が一つになって購入するということになりました。周りにどうこうなるというようなことはなくて、今回のことは妥当だというふうに思います。
西川友史会長 事務局	5 番 かもしま東町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま東町の畑 3 筆 695 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 又賀保委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 現地確認は 6 月 13 日に大畑委員と行いました。現地はかもしま東町で〇〇というのがありますが、その近くに位置する農地です。これは親の名義になっていたのをこのたび 3 名の方で相続されましたが、その代表で〇〇さんという方がこの土地を〇〇さんの方へ譲り渡すという契約です。私が管理している農地の近くなので、非常に草が伸びていて気になっていたが、それを〇〇さんが宅地分譲したいということで、これできれいになるとほっとしております。よろしく申し上げます。
西川友史会長 事務局	6 番 久城町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 1 筆 13 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。

大畑美里委員	現地確認は6月13日に又賀委員と行いました。申請地は久城町の〇〇の近くです。令和6年から進入路として利用していましたが、このたび譲渡人から譲受人へ贈与することになりました。始末書が添付されています。適当であると判断しました。
西川友史会長	7番 高津町
事務局	本件は、賃貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、高津町の畑 1筆 115平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、作業所兼物置で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	6月21日に澁谷推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇の所から入って踏切を越え少し入った所にございます。〇〇さんは〇〇さんにだいぶ前から貸しておられて、作業所兼物置として利用されていたということでございます。現在は〇〇さんも引退されまして、隠居部屋のように使っておられるということでございます。始末書も添付されております。土地改良区の意見書も添付されております。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
西川友史会長	8番 遠田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、遠田町の田 2筆 1,050平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	現地確認は6月15日澤江推進員と行いました。場所は遠田町の〇〇という〇〇のところから海の方に向かっていったところでした。農地としては転用しても問題ないと思われるんですが、周りに民家があるんですけど、話し合いとかがいるのかはわからないのですが、土地改良区の意見書と隣接所有者の同意書も添付されているので、問題ないと思われます。
西川友史会長	9番 西平原町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、西平原町の田 2筆 1,734平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可で

	きる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清委員	16 日に現地確認を行いました。場所は〇〇から少し上がった所で、〇〇との間にあります。ここは耕作していませんで、周りも二度、太陽光を設置するために転用申請が出ているところです。隣接農地所有者の同意書も得られています。隣には現在耕作を行っている農地があるのですが、そこの話し合いもできているようで、現在のところはなんの問題もないと思われます。よろしくお願いします。
西川友史会長	10 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 2 筆 2,326 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	6 月 19 日に青木推進委員と田原行政書士事務所の方に現地で説明を受けました。場所は〇〇があるんですが、その手前で〇〇の境になりまして、〇〇には住宅が並んでおります。いずれも白地になりまして、15 番の〇〇さんは耕作していない状態です。それから〇〇さんは組合の方に預けて耕作してもらっている状態であります。また、改良区からの意見書も特に意見無しでございまして、この案件につきましてご審議のほどよろしくお願い致します。
西川友史会長	11 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 7 筆 1,399 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	6 月 19 日に青木推進委員と行政書士に説明を受けました。場所は〇〇の向いの横田方面になりまして、この 7 筆につきましては以前苗床として利用していたところではありますが、現在はいずれも耕作しておりません。また、隣接者の同意書、土地改良区の意見書も添付されておりまして、特に問題ないと思います。よろしくお願い致します。

西川友史会長	12 番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、神田町の田 1 筆 902 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	特別問題はありません。
西川友史会長	13 番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 3 筆 2,779 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	この場所については、土地改良区の意見書も出ています。益田市の土木課で手続きをお願いしますと書いてあるので、多分里道をはずすということだと思います。また、柳尾司法書士の方にも来ていただき話を聞いた結果と申請地の隣接地の方と話をした結果、特に問題はないんですけど、たまたま溝がありまして、その管理の話ができていない状況だったので、会社に連絡し、持ち主と話をされるということでした。以上です。
西川友史会長	14 番 向横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、向横田町の田 1 筆 1,299 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	これも私と椋木推進委員と一緒に司法書士さんも来ていただき、話を聞きながら周辺にも太陽光があるのでやむを得ないと判断しました。

西川友史会長	15 番 向横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、向横田町の田 1 筆 901 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	これもさきほど言ったように棕木推進委員と現地確認しました。また、柳尾司法書士さんも来ていただいて話をしながら、周辺にも太陽光があるので別に問題はないと思います。
西川友史会長	16 番 向横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、向横田町の畑 2 筆 1,039 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	これもさきほど言ったように棕木推進委員と現地確認しました。また、柳尾司法書士さんも来ていただいて話をしながら、周辺にも太陽光があるので別に問題はないと思います。
西川友史会長	17 番 向横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、向横田町の田 2 筆 1,401 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	これも司法書士と話をした結果、特別問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 5 条転用は以上 17 件申請がございました。皆さん方でお気づきの点やご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。

齋藤浩文委員	7 番の高津の案件ですが、申請書の 3 の (3) の事業期間が平成 15 年から永久という表示がしてあるんですけど、4 番を見ると許可の日から 30 年間と表記がしてあります。この違いについて事務局に聞きます。
事務局	7 番の案件につきましては既に転用していたということで、それが平成 15 年からとなっております。ただ表の 4 番の表記につきましては、実際の賃貸借権の設定期間ということで、こちらについては年数を定めなければならないということで、30 年となっております。本来であれば平成 15 年から 30 年ということになるのだと思いますが、これは事前に転用してしまったものなので、事業に実際取り掛かった時、この賃貸借権につきましては、民法上定められた期間を定めなければならないとなっているため永久とすることはできませんので、こういう表記にしております。
齋藤浩文委員	今後の申請のためにもう少し確認しますが、3 番の (3) のところの永久と 4 番の賃貸借期間 30 年という表記の違いは、賃貸借とかであったら、ここが違っていても受け付けていいという判断なのですか。
事務局	この書き方については平成 28 年に県から権限移譲された時から県のマニュアルに沿ってこのような形で申請書を受け付けております。ですので、この転用計画につきましてはあくまでも事業開始の年、4 番につきましてはあくまでも賃貸借権、使用貸借権、地上権など期間が定められているものの年数を入れなさいということになっているため、こういった表記となっております。今後もこのような形で受付をしたいと思っております。 3 の転用計画ですが、一時転用であれば何年間転用かという書き方をしますが、転用してしまうと半永久的に転用なので、ここについては永久という記載になります。一方、4 番の権利設定、ここは民法上権利設定の最大期限が決められていますので、期限内の年数を設定することになっています。それなら 3 番を 30 年といればいいのかと思われるかと思いますが、一時転用ではないので、ここは永久と記載することになっています。
西川友史会長	よろしいですか。他にありますか。
佐原晃子委員	2 つあるのですが、1 つめが 6 番の進入路ですが、進入路というのは市道から自宅までの進入路ですか。
事務局	こちらの進入路につきましては案内図を見ていただけたらと思います。うっすら書いてある市道というのが新たに出来上がりまして、この市道から直接ご自宅に向かっていく道の途中にありまして、この道がないと出入りするのが不便ということでこういったものを作られております。
佐原晃子委員	ありがとうございました。あともう一つ教えてください。9 番、11 番、12 番、14 番、15 番、16 番、17 番ですが、〇〇という会社の分ですが、土地の購入費は記載がありますが、〇〇は防除対策費というのが書いてあるのですが、防除についてはどういう感じで話を聞いているのかと、近隣の耕作者との話し合いについては、書き物は特にないということですけど、耕作者との話し合いは問題ないと話をされているのか教えてください。
事務局	〇〇につきましては、以前から鎌手、横田の方に太陽光を設置している業者で、地元の方で説明会をされているかと言われると〇〇のように話を聞いて

	てはいないのですが、今まで市民の方から苦情等はございませんし、隣接の同意書もついておりますので、説明についてはされているものと認識しております。また、〇〇と違って、防除対策費等の記載がないということですが、基本的には防除シートを張っていないなくても、所有した業者が年に何回か草刈りを行って草が生えないようにしているというふうに聞いておりますが、確認は取っておりません。
佐原晃子委員	草刈りについても、購入された方が管理されるということですが、とり決めたものはないということですか。
事務局	基本的には購入者が管理することになっております。ただ、近隣の方と問題があった時にトラブルが生じないようにきちんと話し合い設けて対処しますということが、許可申請書に記載がありますので、その文言を持って近隣住民と話し合っていただくようにしております。
佐原晃子委員	〇〇もそういうことが書いていないので、それも同じということですか。
事務局	はい。同じです。
御神本康一委員	11 番の安富町の太陽光発電ですが、この航空写真から見ると丸いものがあるんですが、これは何ですか。
領家耕一委員	太陽光です。
御神本康一委員	はい。わかりました。あともう一つ。今こういった異常な天気が続いていますが、もし、パネルや柱などの構造物が壊れた場合は業者が自分で処分するのですか。パネル部分は、私の薄い知識なんですが、取り壊す方法が日本で確立されていないということで、災害とかによって使い物にならなくなったときは、その分はどこに処分されとかを法律などでうたっていないのでしょうか。不燃物処理場などに持っていける物なのか、パネルについては地球の有害になるというの聞いておりますので、処分については法律で決まったものがあるのでしょうか。
事務局	農業委員会において申請に対して承諾を出す際に、処分については検討する余地がありません。今回の転用についても貸借であればまた違いますが、全部土地を取得して自分の土地に設置するということになってきます。今、委員がおっしゃる最終的な処分ですが、周りの状況に悪影響を及ぼすことがあれば、益田市でいえば環境衛生課が行政的な指導をしていくような形になるかと思います。
御神本康一委員	処分先はどうなるのですか。実際、災害にあつてぐちゃぐちゃになったものはどうなるのか。
事務局	建てている金属類は多分リサイクルと思うのですが、パネルについては再生が可能なのか、埋め立ての扱いになるのか、産業廃棄物の処理方法というのがありますので、その基準に沿って処分することになると思います。
御神本康一委員	わかりました。

又賀保委員	今回もかなりの件数の太陽光が出ているわけですが、市内でどの程度太陽光で審議したものがあるのか。
西川友史会長	今日なんかかなりあるので自分たちも過去やった分は終わったことと思っているんだけど、どれくらい益田市で太陽光がでたのかまとめる方法があればまとめてもらったらと思います。 事務局、また次の総会でまとめたものが出せますか。
事務局	わかりました。
西川友史会長	件数を含めて、詳しいことがわかれば。
事務局	又賀委員さんからご意見がありましたが、以前 3 か年で益田市で何件転用があつて、面積がどれくらいかというのは取りまとめた表がありますので、次回の総会でお配りさせていただきたいと思います。
西川友史会長	他はよろしいでしょうか。
齋藤浩文委員	太陽光の件については私も脅威を感じていたんですけど、一つの団地じゃないからといえそうかもしれないけど、ある意味法の抜け道をかいくぐって、どんどん開発をしているような感じに受け取れるんですけど、同じ会社での案件が多かったんで、これ全部まとめたら 5 ヘクタールになろうかと思います。何か規制が掛らないと、農地法が覆されるという気がしてならないのですが、点在していたら一段の農地にならないからしかたないよということかもしれませんけど、こういった見解というのは県の方から指導などでないのですか。
事務局	今、委員がおっしゃる部分についての不正自体は今のところ出ておりません。4 ヘクタールを超える一団の開発については県を超えて大臣の承認が必要になりますが、太陽光については建築物と違って 1 ヘクタールを超えても開発行為に当たらないということがあります。また、市道などをまたいだ場合には一段の農地にあたらない。その辺があつて安富町の山の中に大規模な太陽光施設がありますけど、そういったものも実は開発行為に当たらないということになってきますので、現時点ではこの申請に出てくるような規模であれば特段の規制はありません。
佐原晃子委員	ちょっと戻ってしまうんですけど、〇〇は前は万が一の場合は関係者で協議するという記載があるんですけど、〇〇と〇〇についてはその記載がないんですが、それについては記載がなくてもいいのですか。
事務局	今申請書を確認しましたが、〇〇はその文言が抜けているように思います。基本的には土地の所有者と隣接の方が解決していくことですので、こちらの申請書に追記をしていただく形で対応したいと思います。
西川友史会長	それでは「議第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとしてよろしいでしょうか。 (はいの声) それでは「議第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

	は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 64 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 美都町都茂
事務局	申請地は美都町都茂の 2 筆 604 平方メートルです。昭和 50 年頃より耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	6 月 18 日に河野推進委員と現地確認を行いました。この案件は 4 月にも隣が山林として申請されていたところですが、都茂の〇〇から〇〇に入っていく道を 100 メートルくらい上がった所にあります。雑木等が生えていて、元はため池だったんですが、現状水もなくて耕作は難しく山林化していました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
西川友史会長	2 番 美都町都茂
事務局	申請地は美都町都茂の 7 筆 3,402 平方メートルです。50 年以上前から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	6 月 18 日に河野推進委員と現地確認を行いました。近くに行くには結構難しく、山の麓くらいから眺める形で確認しましたが、木がうっそうと茂っていたので、山林で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の非農地証明につきましては、以上 2 件でございます。事務局からの説明また、担当地区委員さんからの調査報告がございました。何かお気づきの点やご意見がございますか。 よろしいでしょうか。 (はいの声)
西川友史会長	そう致しますと、「議第 64 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いと致します。 続きまして、「議第 65 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 2 件、再設定が 3 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 1 件、再設定が 0 件の合計 6 件です。 3 番 白上町
事務局	申請地は、白上町の畑 1 筆 19,416 平方メートルです。

	1年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	この案件につきましては〇〇さんが〇〇の方から農地を借りたいという申請になります。〇〇さんにお会いしまして、お話を伺いました。牧草を植えて、それを乾燥させて、ロール状にして保存飼料にするということでありました。別段問題ないと思います。よろしくお願いします。
西川友史会長	5番 匹見町匹見
事務局	申請地は、匹見町匹見の田1筆 1,972平方メートルです。4年9ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	この〇〇さんは〇〇さんの周りで田んぼを作っておられるのですが、前の方が高齢で規模を縮小したいということで〇〇さんに依頼されました。別に問題ないと思います。よろしくお願い致します。
西川友史会長	利用権設定につきましては新規は2件でございます。再設定も併せまして、何かご意見等ございますか。 よろしいでしょうか。 (はいの声) そういたしますと利用権設定につきましては承認の扱いとさせていただきます。続きまして、一括方式に入らせていただきます。 1番 美都町宇津川
事務局	申請地は、美都町宇津川の田1筆 611平方メートルです。4年9ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員さんの調査報告をお願いします。
河野正憲委員	6月19日に佐原委員と現地確認を行いました。これまで利用権設定をしていた耕作者の方が亡くなられてまして、今後は隣接して耕作されている〇〇さんの方に耕作をお願いするということでございます。今回は中間管理事業を活用するということですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
西川友史会長	一括の新規は以上でございます。何かお気づきの点ございますか。 (なしの声) そう致しますと「議第65号 農用地利用集積計画の決定について」の一括方式につきましても承認の扱いとさせていただきます。 本日の議事につきましては以上で終了でございます。続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局	「報第 46 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」 届出件数は、22 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件となっています。 「報第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、2 件です。解約理由は、1 番及び 2 番、いずれも別の耕作者が農地を集約するため、合意解約が成されたものです。 「報第 48 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 4 件です。解約理由は、1 番と 4 番は農地転用を行うため、2 番と 3 番は別の耕作者が農地を集約するためそれぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 49 号 農地の埋立届出について」 届出件数は、2 件です。1 番は横田町の 2 筆 2,076 平方メートル、2 番は白上町の 4 筆 2,602 平方メートルです。埋立後はそれぞれ畑として利用されます。 「報第 50 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について」 届出件数は 1 件です。 整理番号 1 番 申請地は、黒周町の田 1 筆 900 平方メートルの内 131.76 平方メートルでございます。農業用倉庫の利用でございます。 「報第 51 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」 所在地は、下種町の 6 筆 合計 4,164 平方メートルでございます。今回の非農地判断を行った農地は、種地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。
西川友史会長	報告は以上でございます。 以上事務局より説明がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はいの声) それでは無いようですので第 13 回総会を終了したいと思います。ありがとうございました。 閉 会 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

	会 長
	3 番
	4 番